

# 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考手続管理委員会規則

〔平成27年4月1日〕  
規 則 第30号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則(平成27年規則第29号)第2条第2項の規定に基づき、学長選考手続管理委員会(以下「管理委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (構成)

第2条 管理委員会は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議規則(平成27年規則第28号)第2条第1項第2号の者(以下「委員」という。)をもって構成するものとする。

2 委員の任期は、当該学長候補者選考の選考が終了する日までとする。

## (委員長)

第3条 管理委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となり、会務を整理するものとする。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものとする。

4 学長選考会議は、その定めるところにより、管理委員会の議決をもって学長選考会議の議決とすることができるものとする。

5 管理委員会の議事は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数で決するものとする。

## (業務)

第4条 管理委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 学長選考応募者の提出書類の確認及び受理に関すること。
- (2) 学長選考応募者名簿並びに学長候補者名簿の作成、公表及び閲覧に関すること。
- (3) 投票資格者名簿の作成に関すること。
- (4) 投票の実施に関すること。
- (5) 投票結果の判定及び確定に関すること。
- (6) 投票結果の報告に関すること。
- (7) 第2次学長候補者の意見表明の実施に関すること。
- (8) その他学長選考会議が指示する事項

## (庶務)

第5条 管理委員会の庶務は、事務局総務課において総括し、及び処理する。

## (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、学長選考会議が定めるものとする。

## 附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。